

公益財団法人愛知県スポーツ協会個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「当協会」という。）が取り扱う個人情報、個人データ、保有個人データその他個人に関する情報の保護のために必要な取り扱いを定めることにより、役職員による個人情報の適切な取り扱いを実現することを目的とする。

2 当協会が個人情報、個人データ、保有個人データその他個人に関する情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び関連の法令、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに従うほか、本規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述など（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）

(2) 個人情報保護法に定める個人識別符号が含まれるもの

2 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に慎重な配慮を要するものとして個人情報保護法施行令に掲げる記述等を含む個人情報をいう。

3 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 特定の個人情報を、電子計算機などを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順、住所別、会社別等）に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの

4 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 保有個人データ

当協会が、開示や内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、当該個

人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるとして次に掲げるものを除く。

- (1) 本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

6 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 従業者

当協会の組織内にあって、直接・間接に当協会の指揮監督を受けて当協会の業務に従事している者をいい、理事、監事を含む。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当協会の従業者に対して適用される。

- 2 本規程は、当協会が取り扱う個人情報、個人データ、保有個人データその他個人に関する情報の全てに対して適用される。

第2章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

第4条 当協会は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 当協会は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、利用目的を変更してはならない。
- 3 当協会は、個人情報の利用目的など、当協会の個人情報保護に関する基本的な方針を協会ホームページに掲載し公表するものとする。

(利用目的による制限)

第5条 当協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

- 2 当協会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(不適正な利用の禁止)

第6条 当協会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(不正取得の禁止)

第7条 当協会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 当協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関、その他法令で定める者により公開されている場合

(6) 本人を目視し又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 個人情報保護法第27条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の公表・通知)

第8条 当協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表しなければならない。

2 当協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下、この項において同じ）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 従業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当協会の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの取扱い

(正確性の確保等)

第9条 当協会は、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努める。

(安全管理措置)

第10条 当協会は、個人情報・個人データの漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」という）の防止その他の個人情報・個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的および技術的安全管理措置を講じるものとする。

2 当協会は、個人情報の安全管理の責任者として、個人情報管理責任者を置くものとし、個人情報管理責任者は、理事長が別に指名する。

3 個人情報管理責任者は、安全管理措置の具体的な内容を定めるとともに、毎年度、その内容を点検し、改善を図るものとする。

(従業者に対する安全管理措置)

第11条 当協会は、従業者が本規程を遵守するよう監督する。

2 従業者は、個人情報を取り扱う場合は、本規程を遵守しなければならない。

3 当協会は、従業者に対し、個人情報の取扱い、安全管理等について教育研修を実施するよう努める。

(委託先の監督)

第12条 当協会は、個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等発生時の個人情報保護委員会への報告等)

第13条 当協会は、当協会が取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、同規則及び当協会の細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。

2 前項にかかわらず、前項の事態が生じた個人データが、他の事業者からその取扱いの委託を受けた個人データである場合は、当該委託元の事業者に当該事態が生じた旨を通知するものとする。

3 第1項の場合、当協会は、本人に対し、個人情報保護委員会規則及び当協会の細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

4 保有個人データの漏えい等の事案発生時の対応手順については別に定める。

(個人データの第三者への提供)

第14条 当協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(外国にある第三者への提供)

第 15 条 前条の規定にかかわらず、当協会は、外国にある第三者に対し個人データを提供する場合、前条第 1 項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合、あらかじめ本人に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。

- (1) 当該外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 2 前項の規定は、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定める外国にある第三者に個人データを提供する場合には適用しない。

(個人データの第三者提供に係る記録の作成等)

第 16 条 当協会は、第 14 第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、個人データの第三者提供をしたときは、提供年月日、第三者の氏名または名称等、本人の氏名等の一定の事項を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は当該記録、保存の対象外とする。

- (1) 個人データの提供が第 14 第 2 項各号に基づいて行われる場合（前条第 1 項に基づく外国の第三者への提供に該当する場合は含まない）
- (2) 次の者に個人情報を提供する場合
- ア 国の機関
 - イ 地方公共団体
 - ウ 独立行政法等
 - エ 地方独立行政法人

(個人データの第三者提供を受ける際の確認等)

第 17 条 当協会は、第 14 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、第三者から個人データの提供を受けるときは、第三者の氏名または名称等、当該第三者がその個人データを取得した経緯について確認するとともに、提供を受けた年月日、左記確認を行った事項等を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。ただし、個

人データの提供が第 14 条第 2 項各号に基づいて行われる場合は、この限りではない。

(個人データの提供・受領に係る記録の作成方法・保存期間)

第 18 条 前 2 条に定める記録（以下あわせて「第三者提供記録」という）の作成は、文書、電磁的記録を用いて作成するものとし、個人データを第三者に提供あるいは受領した都度、速やかに作成しなければならない。

- 2 本人に対する役務等の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に従って、当該本人にかかる個人データを第三者に提供あるいは受領することに関して、契約書その他の書面に次項の記録すべき事項が記載されているときには、当該契約書その他書面をもって第三者提供記録に代えることができる。

第 4 章 保有個人データの取扱い

(保有個人データの利用目的の通知)

第 19 条 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知しないことができる。

- (1) 保有個人データを本人の知り得る状態に置いていることにより保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (3) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当協会の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
 - (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第 20 条 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の開示を求められたときは、所定の本人確認手続を経た上で、電磁的記載による方法又は書面による方法のうち、本人が指定した方法により開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの訂正等)

第 21 条 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令

の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

- 第 22 条** 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、①利用目的による制限に違反している場合、②不適正な利用の禁止に違反している場合、③不適正に取得された場合に該当するとして当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明した場合は、違反を是正するのに必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 2 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限又は外国にある第三者への提供制限に違反している場合に該当するとして当該保有個人データの第三者への提供の停止請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者提供の停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
 - 3 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、①利用する必要がなくなった場合、②漏えい等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合に該当するとして、当該保有個人データの利用停止又は第三者への提供の停止の請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 4 前3項に定める保有個人データの全部又は一部について利用停止・第三者提供停止を行った場合又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示等の手續）

- 第 23 条** 第 20 条から第 22 条までの規定による請求に応じる手續については別に定める。

第 5 章 苦情の処理等 （苦情の処理等）

第 24 条 当協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 当協会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第 6 章 補 則

(報告義務)

第 25 条 従業者は、個人情報保護法、本規程に違反するおそれ又は違反する事実を知ったときは、その旨を個人情報管理責任者に報告しなければならない。

(改廃)

第 26 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 2 0 日から施行する。

公益財団法人愛知県スポーツ協会個人情報保護規程（平成 3 1 年 4 月 1 日施行）は廃止する。